

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性の確保と継続的な企業価値の増大を経営の課題とし、その実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題であると認識しております。取締役会、監査役監査、内部監査等の強化を通じて、経営の健全性と透明性を確保してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸田 昭雄	6,572,400	24.11
双日株式会社	5,782,400	21.21
妹尾 勲	4,272,400	15.67
萩原 雄二	263,800	0.96
今泉 亜矢	132,800	0.48
小林 光男	130,900	0.48
トライステージ従業員持株会	105,000	0.38
市川 敏夫	69,000	0.25
山田 善彦	68,000	0.24
大津 功	62,400	0.22

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

1. 上記のほか、2020年2月末時点では、自己株式が3,263,200株あります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有しておらず、またその他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三井田 砂理	他の会社の出身者													
杉山 博高	他の会社の出身者													
中條 宰	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三井田 砂理		主要株主である双日株式会社の業務執行者であります。	当該社外取締役は、経営企画、事業投資及び海外事業の豊富な経験等を有しており、社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般に活かしていただけると判断したことから、選任いたしました。

杉山 博高		当該社外取締役は、会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、2015年5月から独立社外取締役として、取締役会において積極的にご発言いただき経営の監督に適切な役割を果たしていただいております。今後も当社の取締役会の監督機能の強化に寄与していただけると判断したことから、選任いたしました。 また、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。
中條 幸		当該社外取締役は、会社の社長を歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験等を有しており、2015年5月から独立社外取締役として、取締役会において積極的にご発言いただき経営の監督に適切な役割を果たしていただいております。今後も当社の取締役会の監督機能の強化に寄与していただけると判断したことから、選任いたしました。 また、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役及び執行役員の報酬の透明性及び客観性の確保を目的として、任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役5名で構成されており、取締役及び執行役員の個別の報酬等の検討を行い、取締役会に上程しております。また、社外監査役(常勤)太田謙治及び社外監査役 藤井幹晴も出席し、報酬の妥当性についての助言を行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

内部監査は、監査役及び会計監査人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施しております。

また、監査役監査は、監査役会で策定された監査役監査計画等に基づいて、取締役会及び執行役員会、経営会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
太田 譲治	他の会社の出身者													
藤井 幹晴	弁護士													
庄村 裕	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 譲治			当該社外監査役は多様な業種の経営者等としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、独立性基準及び上記役員の属性のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。
藤井 幹晴			当該社外監査役は弁護士としての専門的な知識、幅広い経験を有しており、また、独立性基準及び上記役員の属性のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。
庄村 裕			当該社外監査役は公認会計士として様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築・評価支援などの幅広い経験を有しており、また、独立性基準及び上記役員の属性のいずれにも該当せず一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として当社取締役に対してストック・オプション制度を導入しております。なお、2020年5月26日開催の定時株主総会にてストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件が決議されております。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

## 該当項目に関する補足説明

当社は、従業員の業績貢献に対する意識の向上を目的として、当社従業員に対してストック・オプションの付与を実施しております。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役への報酬総額及び監査役の報酬総額を有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。2020年2月期においては、取締役8名への報酬総額は147,468千円であり、その内、社外取締役3名への報酬は16,200千円であり、社外監査役3名への報酬総額は17,190千円であります。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の限度額は、2017年5月26日開催の第11期定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬等の限度額は、2006年3月15日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役7名、監査役3名であります。役員区分ごとの報酬等に関する事項は、以下のとおりです。

役員の報酬等は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。報酬等の水準につきましては、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとしております。

取締役の報酬等につきましては、「固定報酬」及び「株式報酬」によって構成されており、個別の報酬等は、役位及び職務等に応じて決定しております。

社外取締役及び監査役の報酬等につきましては、「固定報酬」のみで構成されており、「株式報酬」の支給を行いません。個別の報酬等は、経験、見識及び役割等に応じて決定しております。

なお、係る方針及び取締役の個別の報酬等は、報酬委員会の意見を受けて取締役会が決定しており、当事業年度におきましては、2019年5月28日開催の取締役会にて決議しております。監査役の個別の報酬等については、監査役の協議により決定しております。

報酬委員会は、取締役会が選定する取締役、社外取締役、社外監査役及び人事部門長のうち3名以上で構成されており、取締役の個別の報酬等に関して、上記の方針に基づき検討を行った上で、取締役会に上程しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、経営企画部門及び総務部門が社外取締役及び社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 取締役会

当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は取締役7名により構成されております。当社は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役相互間の業務執行を監督しております。また、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

(構成員の氏名)

代表取締役社長 倉田育尚 議長、代表取締役副社長 前田充章、取締役ファウンダー 丸田昭雄、

取締役 妹尾勲、社外取締役 三井田砂理、同 杉山博高、同 中條宰

### (2) 執行役員会

当社は、執行役員制度を導入し、取締役による意思決定及び監督機能と執行役員による業務執行機能を明確化しております。執行役員会は、執行役員5名により構成され、定例で毎週1回開催し、一定の重要事項に関し、審議、決議及び取締役会上程議案の事前承認を行っております。執行役員会は、必要に応じて臨時でも開催しており、各部門及びグループ会社からの報告に基づいて情報を共有及び協議し、業務の進捗状況の確認を行い、機動的な業務運営及び業務執行を行っております。

(構成員の氏名)

代表取締役社長兼執行役員 倉田育尚、代表取締役副社長兼執行役員 前田充章、

取締役ファウンダー兼執行役員 丸田昭雄、取締役兼執行役員 妹尾勲、執行役員 福田大 議長

### (3) 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成されております。監査役は、監査役会規程及び監査役監査計画等に基づき、取締役会及び執行役員会に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、業務及び財産の状況の確認を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

(構成員の氏名)

社外監査役(常勤) 太田譲治 議長、社外監査役 藤井幹晴、同 庄村裕

### (4) 報酬委員会

当社は、取締役及び執行役員の報酬の透明性及び客観性の確保を目的として、任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役5名で構成されており、取締役及び執行役員の個々の報酬等の検討を行い、取締役会へ上程しております。また、社外監査役(常勤)太田譲治及び社外監査役藤井幹晴も出席し、報酬の妥当性についての助言を行っております。

(構成員の氏名)

社外取締役 杉山博高 委員長、代表取締役社長 倉田育尚、取締役ファウンダー 丸田昭雄、社外取締役 三井田砂理、同 中條宰

### (5) 監査の状況

#### 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名の社外監査役で構成され、内部統制システムを利用した組織的監査を行うとともに、独立的・客観的立場から業務執行の監査・監督を行っております。非常勤監査役である庄村裕は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役は重要な会議への出席、往査、ヒアリングなどを通じて経営の状況を把握するなどの日常的な監視活動を実践するとともに、監査役会は取締役会議案についてガバナンスのあり方などの観点より審議し、取締役会などで適宜、助言又は勧告を行っております。

#### 内部監査の状況

当社の内部監査は、独立性を有した内部監査部門にて2名を配置し、法令、定款及び諸規程の遵守状況を監査すると共に内部統制の有効性の監査を実施しております。内部監査は、監査役及び会計監査人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施し、各部門及びグループ会社の監査結果及び改善点につきましては、内部監査部門より代表取締役に対して報告書を提出し、当該報告に基づき代表取締役が該部門に改善指示を行っております。

#### 会計監査の状況

##### イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ロ. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 吉田 亮一

指定有限責任社員 業務執行社員 白取 一仁

##### ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 17名、その他 8名

### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役いずれについても3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、取締役会における経営上の意思決定の合理性・迅速性を確保しつつも、内部監査部門及び監査役会による十分な牽制体制を構築し、企業経営の健全性・透明性を確保することを目的として、上記の企業統治体制を採用しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任し、その経験・知識等を活用し、独立・公正な立場から取締役の職務執行への監視機能を受けることにより、経営への監視機能を強化しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知の早期発送を実施しております。 また、発送日に先立ち当社企業サイトで早期開示公開しております。 なお2020年は、4月30日に開示、5月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主各位の出席の便宜を図るため、株主総会の円滑な運営のための準備期間を確保しながら可能な限り集中日を回避していく予定です。
その他	招集通知、決議通知、臨時報告書(株主総会決議の結果)、株主総会で使用した資料等を当社企業サイトに掲載しております。 URL : <a href="https://www.tri-stage.jp/ir/info/general.php">https://www.tri-stage.jp/ir/info/general.php</a>

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを明文化し、当社IRサイトへ掲載しております。 URL : <a href="https://www.tri-stage.jp/ir/disclosure.html">https://www.tri-stage.jp/ir/disclosure.html</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回～3回程度、個人投資家向けに会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回、四半期決算発表後に、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しております。決算説明会の様子は、当社IRサイトにて動画でも公開しております。 URL : <a href="https://www.tri-stage.jp/ir/data/explain.html">https://www.tri-stage.jp/ir/data/explain.html</a>	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイト「IR資料室」では、主に下記の資料を掲載しております。 ・決算短信 ・有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書 ・決算説明会資料 ・決算説明会映像配信 ・四半期ファクトシート ・株主通信、他	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にIR担当者を設置しております。	
その他	上記項目の他に、下記のような活動も行っております。 ・アナリスト、機関投資家と四半期に10件程度の個別ミーティングを実施。 ・IRサイトからの登録者に対し、不定期でIRメールを配信。 ・年2回、株主通信にて株主アンケートを実施。当社の経営に期待する内容やご意見等を情報収集し、IR活動内容を向上させるための参考資料としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、社是、ディスクロージャー等に規定し、社内への徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSRに対する基本的な考え方、地域・社会貢献等について、企業サイトにて公開しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャーポリシーにて、投資者との積極的な対話と情報提供について定めております。当該ディスクロージャーポリシーは企業サイトに公開しております。
その他	取引先に対して、可能な限り当社の置かれた状況を説明し、良好な取引関係が継続できるよう務めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### (1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、有効な内部統制システムが、健全で継続的な成長に不可欠なものであるとの考えに基づき、有効な内部統制システムを整備及び運用しております。また、内部統制における基本的な枠組みとして下記の4つの目標を掲げております。

- 1 業務の有効性及び効率性の確保
- 2 財務報告の信頼性の確保
- 3 事業活動に係わる法令等の遵守の促進
- 4 資産の保全

これらの目標を業務に組み込み、下記のとおり体制の整備を行っております。

#### (2) 内部統制システムの整備の状況

会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トライステージ行動指針」等を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を従業員に反復伝達します。
- b. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
- c. 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
- d. リスク管理規程及びコンプライアンス規程により、社内不正行為や事故、反社会的勢力との関連性等の内部情報をグループホットライン又は取締役会の諮問機関であるリスク管理委員会に直接通報できる仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
- e. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、総務部門を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書及び情報については、法令、定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、営業管理部門、経理部門、法務部門、総務部門、人事部門、情報システム部門及び経営企画部門による社内横断的なリスクの予防及び管理の検討に加え、2018年3月1日よりリスク管理委員会を設置し、リスク管理計画の企画及び立案を行い、リスクの未然防止策、事故発生時の対策及び改善策等、総合的なリスクマネジメントを行います。

会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回定例取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。  
また、取締役会及び執行役員会において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を設け、子会社業務を主管する部門を定め、子会社との意思疎通を図り、協調、協力を行っております。また、一定の重要事項に関しては、当社取締役会の承認を得るとともに、リスク情報に関しては当社取締役会に報告することとしております。  
当社は、当社の執行役員から構成される執行役員会を毎週開催しており、子会社からその職務執行状況の報告を受けるとともに、一定の重要事項に関しては、取締役会に先立ち、執行役員会の事前の承認を得ることとしております。また、リスク情報に関しては、取締役会への報告と併せて執行役員会への報告もすることとしております。  
加えて、子会社の企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営企画部門により、子会社のリスクの予防及び管理の検討を実施しております。  
子会社の取締役会は、毎月開催しており、当社から選任された取締役とともに、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。  
当社は、子会社を対象とした内部監査の実施、当社と同水準の規程の整備及び運用等を行い、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の会社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能としますが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けられないものとし、その実効性は適時代表取締役と監査役が意見交換を行うことで確保します。

会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。また、適宜子会社の取締役及び使用人との意見交換を行い、子会社の重要事項の報告を受けております。さらに、グループホットライン制度運用規程を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の業務並びに業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を確認した場合には、速やかに監査役、外部弁護士及び外部委託先に報告できる体制を整えております。  
監査役は当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう情報の管理を行っております。

会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に

#### 係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、職務の執行に必要でないものを除き会社に対し請求できる体制を整えております。

#### その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的に取り締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「トライステージ行動指針」等において、反社会的勢力との関係を排除する旨を明示し、従業員にその内容の周知を徹底しております。さらに、「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」等を制定し、反社会的勢力に対する対応を具体的に規定しております。また、総務部門を反社会的勢力に対する対応部門とし、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、反社会的勢力との関係排除に対して厳格な体制をとっております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

#### 該当項目に関する補足説明

##### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もあります。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

##### (2) 買収防衛策の導入状況

当社は、2012年12月13日開催の取締役会において当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を導入し、2013年5月開催の第7期定時株主総会、2016年5月開催の第10期定時株主総会および2019年5月開催の第13期定時株主総会における承認を得て当該対応策(以下更新後のものを「本プラン」といいます。)を3年間更新しました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。買収防衛策の詳細内容については当社ウェブサイト( [https://www.tri-stage.jp/data/fileup\\_s/9999-1080542142.pdf](https://www.tri-stage.jp/data/fileup_s/9999-1080542142.pdf) )をご参照ください。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

##### (1) 適時開示の基本方針

当社は、社会的公器としての自覚と責任において、株主・投資者の皆様に対して、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める規則、その他関連法規や規則に完全に準拠するのみならず、重要情報について、適時性・網羅性・適正性・正確性を十分に意識し、積極的な情報開示を実行いたします。

さらに、当社は、投資者に対する受託責任及び説明責任を果たすために、投資者との積極的な対話を図り、情報の非対称性を排除し、長期的な信頼関係を構築していくことが重要と考えております。そのために、金融商品取引法や東京証券取引所の有価証券上場規程等の適時開示規則に基づく制度開示はもちろんのこと、あらゆる投資者や株主に平等に情報開示がなされるよう、自発的なIR活動を積極的に実施してまいります。

##### (2) 適時開示に関する体制

###### 情報開示に係る組織体制

当社は、重要情報の取扱い及び重要情報の開示について、「内部情報等管理規程」を定め、適切な管理、適時・適切な開示が行われるような社内体制を構築しております。

当社における開示に関する情報は、経理・財務に関する情報については経理部門で管理し、それ以外の決定事実または発生事実に関する情報についてはIR部門で管理しております。開示情報の作成・取り纏めに関する責任者は、IR部門長であります。

###### 情報開示の手続き

###### 1. 決定事実に関する情報

決定事実については、当該事実の発生部門が速やかに開示担当部門に情報を報告いたします。その後、取締役会または取締役、執行役員において、当該事実に関する内容の審議、決議または決裁を行った上で、情報取扱責任者の承認のもと、速やかに開示を行います。

###### 2. 発生事実に関する情報

発生事実については、当該事実の発生部門が速やかに開示担当部門に情報を報告いたします。開示担当部門において開示文書の作成及び取り纏めを行い、情報取扱責任者の承認を経た上で、速やかに開示を行います。

###### 3. 決算に関する情報

決算情報については、経理部門が決算情報等を確定し、決算書類等の作成および決算短信の作成を行い、開示担当部門にて相互チェックを行った上で、会計監査人監査、監査役監査にて承認を得て、情報取扱責任者の承認を得ます。さらに、取締役会において、当該決算情報等についての決議を行った上で、情報取扱責任者の最終承認のもと、速やかに開示を行います。

###### 4. 業績予想の修正

業績予想の修正については、基準に該当することが判明した場合には、経営企画部門及び各部門にて修正予算案を立案し、経営企画部門長は、各予算の所管責任者より提出された修正予算案に基づき総合予算の修正予算案を立案します。経営会議及び執行役員会にて審議の後、開示担当部門は業績予想修正の開示内容に関し最終確認を行い、情報取扱責任者の承認を得ます。さらに、取締役会において、当該修正予算及び業績予想の修正に関する決議を行った上で、情報取扱責任者の最終承認のもと、速やかに開示を行います。

情報開示の必要性の判断

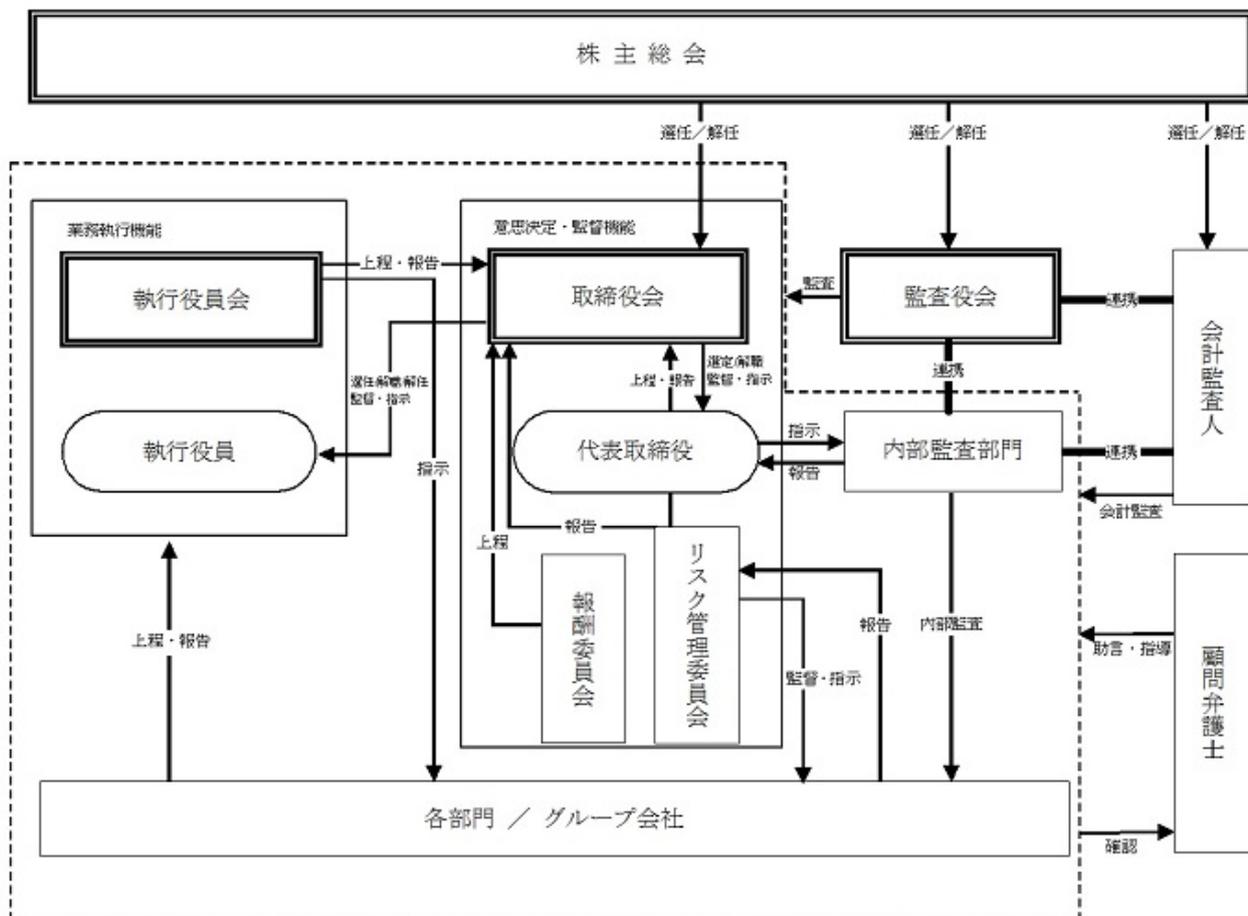
上記、決定事実、発生事実、決算情報及び業績予想の修正については、情報取扱責任者の監督の下、開示担当部門にて、金融商品取引法や東京証券取引所の適時開示規則に基づき開示の必要性を判断し、情報取扱責任者が最終的に決定しております。

また、必要に応じて、監査法人、弁護士等の外部の専門家の指導、助言を受け、開示の適正性・適法性の確保に努めております。

情報開示のモニタリング

当社では、適時開示が適切に実施されているかについて、内部監査及び監査役監査の対象としております。具体的には、決定事実、発生事実及び決算情報が適時・網羅的に収集されているか、開示が法令等に準拠し適正になされているか、内容が正確に作成・伝達されているか等をモニタリングしていきます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは、下記模式図に示すとおりであります。



適時開示遂行フロー図（決定事実及び発生事実に関する情報）

